

令和4年8月29日

保護者 様

湯前町立湯前中学校  
校長 新川 晃英

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

現在、熊本県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、高止まりの状況にあり、さらなる増加が懸念されています。

つきましては、学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障するため、下記の対策を徹底しますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 記

- 1 健康チェックカードの提出について
  - ・毎朝の生徒の健康状態を把握し、健康チェックカードへの記録、提出をお願いします。
- 2 出席停止について
  - ・出席停止となる場合（裏面参照）、学校へご連絡ください。
  - ・登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）がある場合は、学校へご相談ください。
  - ・発熱、咳、喉の違和感（イガイガする等）、鼻水、嘔声（声がれ）、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等がある場合は、登校を控え、医療機関を受診してください。
- 3 基本的な感染防止対策について
  - ・校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底します。各家庭でも、生徒へ指導の徹底をお願いします。
- 4 マスクの着用について
  - ・飛沫感染を防ぐため、身体的距離（最低2メートル）が十分とれないときや換気が不十分と思われる場合は、原則としてマスクを着用します（教室内ではマスク着用）。
  - ・熱中症等の健康被害が発生する恐れがある場合は、マスクを外します。
- 5 学校行事について
  - ・学校行事は、実施の可否を慎重に判断し、検討していきます。
- 6 部活動について
  - ・部活動は、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動を実施します。
  - ・部活動前には、検温サーマルカメラ等で検温するなど1日複数回の健康観察を行います。
  - ・部活動前後に、昇降口付近で近距離での会話を継続する状況が見られます。会話する場合は、マスクを着用し感染拡大防止に努めます。
- 7 人権への配慮について
  - ・陽性者や濃厚接触者、その家族に対する不当な差別や偏見はあってはなりません。陽性者等のプライバシーを保護し、人権を尊重します。

お問い合わせ 教頭 小西 人美 TEL 43-2022

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準

(令和4年8月24日改定)

| 基 準                                                                                     | 期 間                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 生徒の感染が判明した場合                                                                          | 治癒するまで                               |
| ② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合                                                                  | 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して <u>5</u> 日間 |
| ③ 生徒が PCR 検査・抗原検査等を受けることが決定した場合(上記②の濃厚接触者に特定された者を除く)                                    | 陰性と判明するまでの期間                         |
| ④ 生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味・嗅覚障がい等の症状がみられる場合<br>※新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む | 症状が見られなくなるまで                         |
| ⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合                                      | 同居の家族に症状が見られなくなるまで                   |
| ⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合                                                              | 政府から要請された期間                          |
| ⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合<br>※期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が認める場合                  | 校長が必要と認める期間                          |
| ⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合                                                                  | 校長が必要と認める期間                          |